

薬生血発 0329 第 1 号
平成 31 年 3 月 29 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課長
（公 印 省 略）

平成 31 年度の献血の推進に関する計画等の策定について

血液事業の推進につきましては、日頃より格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号。以下「血液法」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、平成 31 年度の献血の推進に関する計画（平成 31 年厚生労働省告示第 148 号）を別添 1 のとおり定めましたので、送付いたします。

また、血液法第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 31 年度の献血の受入れに関する計画を別添 2 のとおり認可するとともに、血液法第 25 条第 1 項の規定に基づき、平成 31 年度の血液製剤の安定供給に関する計画（平成 31 年厚生労働省告示第 149 号）を別添 3 のとおり定めましたので、お知らせいたします。

各都道府県におかれましては、貴管内市区町村及び都道府県赤十字血液センターとの連携を更に深め、血液事業の推進に特段の御配慮をお願いいたします。